

学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程

〔平成26年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）が設置する鈴鹿高等学校及び鈴鹿中学校（以下「学校」という。）に在学する生徒及び新入生のうち、一定の条件を満たす者に対して給付する奨学金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 奨学生の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学検定試験奨学生
- (2) G T S S奨学生
- (3) 学期成績優秀奨学生

(出願資格)

第3条 奨学生として出願できる者は、学業成績、運動技能又は文化的技能が優れ、他の模範になると認められる在校生及び新入生とする。

- 2 奨学生の資格条件及び認定基準は、別に定める細則による。
- 3 学園は、奨学生が複数年にわたる場合には、進級時に再度審査を行い、奨学生更新認定を行うものとする。

(奨学金の額)

第4条 各種奨学金の額は、別に定める。

- 2 奨学金は、国の高等学校等就学支援金、県の私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学金補助金等を充当したうえで、なお保護者が負担すべき額を上限とする。

(申請手続)

第5条 奨学生を志願する者は、奨学生採用願書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第6条 学校長は、奨学生の申請があった場合には、奨学金委員会（以下「委員会」という。）を置いて、奨学生の可否を審査する。

- 2 委員会の委員長は、学校長とし、その他の構成員は、副校長、教頭、入試対策部長、教務部長、生活指導部長、事務長とする。

(給付の決定)

第7条 委員長は、前条第1項の審査の結果を常任理事会に上申する。

- 2 常任理事会は、前項の答申に基づき、奨学生並びに奨学金給付の決定の可否を決定し、保護者へは、学校長を通して決定内容を通知する。

(支給方法)

第8条 奨学金の支給は、奨学生の保護者に対して行う。

2 奨学金の支給方法は、理事長が別に定める。

(奨学生の期間)

第9条 学園が、奨学金を支給する期間は、原則として当該学校における正規の修業年限（中学校3年間、高等学校3年間）とする。ただし、期間を限定する奨学制度の場合は、当該制度に定める期間とする。

(支給の休止)

第10条 奨学生が休学した場合、その期間中は奨学金の支給を休止する。

(支給の停止)

第11条 奨学生が次に掲げる各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消す。

- (1) 退学になったとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 傷病により修学の見込みがないとき。
- (4) 学則に著しく違反し、奨学生としてふさわしくない行為があったと認定されたとき。
- (5) 奨学金認定要件から著しくかい離し、奨学生として認めがたい状況に至ったとき。
- (6) スポーツ奨学生が、所属クラブを退部したとき。

(他の奨学金の受給)

第12条 奨学生が、学園外の他の奨学金を受給することを防げない。

(所管)

第13条 この規程に定める奨学金に関する事務は、事務室が行う。

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、常任理事会の議を経て理事長が別に定めることができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

所属校名

校長 様

生徒名前 ⑩

保護者名前 ⑩
(続柄)

下記奨学生を希望しますので、必要書類を添付して願います。

希望の奨学生 (○印記入)	() 学力奨学生 () クラブ奨学生 (運動部) () クラブ奨学生 (文化部)				
生年月日	平成 年 月 日	年齢	歳	性別	男 女
現住所	〒 電話 () -				
出身学校名					

添付書類

1. 出身校の学業成績表 (在學生は不要)
2. 運動の実績・記録・活動状況調書 (クラブ奨学生のみ)
※出身校で作成 (様式自由)
※在学制は、部活顧問で作成 (様式自由)
3. その他

以上